

○屋外広告業等に係る行政処分及び措置に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、屋外広告業を営む者に対して、名古屋市屋外広告物条例(昭和36年4月8日名古屋市条例第17号。以下「条例」という。)第29条の規定に基づく行政処分又はその他の措置を行うために必要とされる基準及び手続きを定め、もって条例の適正な執行に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 屋外広告業者 条例第16条の規定に基づき屋外広告業の登録を受けた者をいう。
- (2) 無登録業者 前号に規定する屋外広告業者以外の屋外広告業を営む者をいう。
- (3) 違反行為 別表第1に掲げる処分事由に該当する行為をいう。
- (4) 登録の取消し 条例第29条第1項の規定により、登録を取り消す行政処分をいう。
- (5) 営業の停止命令 条例第29条第1項の規定により、6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずる行政処分をいう。
- (6) 不利益処分 前二号に規定する行政処分をいう。

(不利益処分の量定)

第3条 屋外広告業者の違反行為に係る量定は、別表第1のとおりとする。

(指導、助言又は勧告の前置)

第4条 屋外広告業者に対して不利益処分を行うにあたっては、あらかじめ条例第28条の規定による指導、助言又は勧告(以下「指導等」という。)を行うものとする。

2 前項の指導等は、口頭又は文書により行う。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合については、指導等を行わないで不利益処分を行うことができる。

- (1) 違反行為が第7条に該当する場合
- (2) 指導等の対象者が、当該指導等を受けている時期に、新たに違反行為をした場合
- (3) 指導等の対象者の所在が明らかでない場合
- (4) 指導等の対象者の責めに帰すべき事由によって、指導等が困難であると認められる場合

(適正手続)

第5条 不利益処分を行おうとするときは、次の各号に定める意見陳述のための手続を執るものとする。

- (1) 登録の取消しをしようとするとき 聴聞
- (2) 営業の停止命令をしようとするとき 弁明の機会の付与

2 前項に規定する意見陳述のための手続及び第4条第1項に規定する指導等を行う場合の手続については、名古屋市行政手続条例(平成7年3月27日名古屋市条例第17号)の定めるところによる。

(無登録業者に対する措置)

第6条 無登録業者が、違反行為のうち、別表第1の3から6まで、9及び10のいずれかに該当する行為をした場合、条例第35条第1号に該当するものとして、捜査機関に通報又は告発（以下「告発等」という。）する。

2 第4条の規定は、前項に規定する無登録業者について準用する。この場合において、同条中「不利益処分」とあるのは「告発等」と読み替える。

(再犯の特例)

第7条 不利益処分又は告発等（第10条第1項の規定により不利益処分又は告発等を猶予された場合を含む。以下「不利益処分等」という。）が行われた屋外広告業者又は無登録業者が、当該不利益処分等の行われた日（不利益処分等を猶予された場合は、指導等に従って適切な措置が採られた日）から5年以内に、更に違反行為をした場合、第3条又は第6条第1項の規定にかかわらず、量定又は措置は、次のとおりとする。

(1) 屋外広告業者である場合 別表第2のとおりとする。

(2) 無登録業者である場合 条例第35条第1号に該当するものとして、捜査機関に告発する。

(他の行政処分及び行政指導との関係)

第8条 この要綱による指導等及び不利益処分等に係る規定は、条例第5章に規定する市長の行為を妨げない。

(複数の違反行為の特例)

第9条 不利益処分が確定していない違反行為が二個以上ある場合、不利益処分は次の各号の通りとする。

(1) 一個の違反行為に対する不利益処分が登録の取消しであるとき、他の処分は行わない。

(2) 違反行為に対する不利益処分がいずれも営業の停止命令であるとき、その期間は、別表第1又は別表第2の量定の期間を合算した期間とする。ただし、合算したものが180日を越えるときは、180日とする。

2 不利益処分と条例第39条に規定する過料は、併科する。ただし、前項第1号に該当する場合は、この限りでない。

3 一個の行為が二個以上の違反行為に該当する場合、その最も重い不利益処分により処分する。

(不利益処分等の猶予及び軽減)

第10条 屋外広告業者又は無登録業者が、第4条第1項に規定する指導等に従い適切な措置を採った場合、不利益処分等を猶予することができる。

2 登録の取消しを行うべき処分事由について、情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、登録の取消しに代えて営業の停止命令を行うことができる。この場合において、営業の停止命令の量定は、90日以上180日以下とする。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第6条関係）

| 処 分 事 由 | | 量 定 | | |
|----------------------------|---|--|---|----------------|
| 条例第29条第1項 第1号該当 | 1 不正の手段により条例第16条第1項又は第3項の登録を受けた場合 | 登録の取消し | | |
| 条例第29条第1項 第2号該当 | 2 条例第19条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなった場合（登録拒否事由に該当） | 登録の取消し | | |
| 条例第29条第1項 第3号 該 当 | 法に基づく条例に違反 | 3 条例第3条第2項の規定に違反した場合（規格に合致しない広告物を表示、設置） | 90日以内の営業の停止命令 | |
| | | 4 条例第4条第1項、第2項又は第5条第1項、第2項の規定に違反した場合（許可を受けずに広告物を表示、設置） | 90日以内の営業の停止命令 | |
| | | 5 条例第6条第1項から第3項の規定に違反した場合（禁止地域等又は禁止物件に広告物を表示、設置） | 120日以内の営業の停止命令 | |
| | | 6 条例第6条の2の規定に違反した場合（禁止広告物を表示、設置） | 第1号又は第2号に該当 | 30日以内の営業の停止命令 |
| | | | 第3号から第5号のいずれかに該当 | 180日以内の営業の停止命令 |
| | | 7 条例第20条第1項の規定に違反した場合（登録事項変更の届出） | 30日以内の営業の停止命令 | |
| | | 8 条例第25条第1項の規定に違反した場合（業務主任者の選任） | 登録の取消し | |
| | | 9 条例第36条第3号に規定する行為を行った場合（立入拒否、妨害等） | 30日以内の営業の停止命令 | |
| | | 上記条例に基づく処分に違反 | 10 条例第14条又は第15条第1項の規定による命令に違反した場合（措置命令違反） | 180日以内の営業の停止命令 |
| | | | 11 条例第29条第1項の規定による営業停止命令に違反した場合 | 登録の取消し |

別表第2（第7条第1号関係）

| 処 分 事 由 | | 量 定 | | |
|----------------------------|---|--|---|----------------|
| 条例第29条第1項 第1号該当 | 1 不正の手段により条例第16条第1項又は第3項の登録を受けた場合 | 登録の取消し | | |
| 条例第29条第1項 第2号該当 | 2 条例第19条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなった場合（登録拒否事由に該当） | 登録の取消し | | |
| 条例第29条第1項 第3号 該 当 | 法に基づく条例に違反 | 3 条例第3条第2項の規定に違反した場合（規格に合致しない広告物を表示、設置） | 120日以内の営業の停止命令 | |
| | | 4 条例第4条第1項、第2項又は第5条第1項、第2項の規定に違反した場合（許可を受けずに広告物を表示、設置） | 120日以内の営業の停止命令 | |
| | | 5 条例第6条第1項から第3項の規定に違反した場合（禁止地域等又は禁止物件に広告物を表示、設置） | 150日以内の営業の停止命令 | |
| | | 6 条例第6条の2の規定に違反した場合（禁止広告物を表示、設置） | 第1号又は第2号に該当 | 60日以内の営業の停止命令 |
| | | | 第3号から第5号のいずれかに該当 | 180日以内の営業の停止命令 |
| | | 7 条例第20条第1項の規定に違反した場合（登録事項変更の届出） | 60日以内の営業の停止命令 | |
| | | 8 条例第25条第1項の規定に違反した場合（業務主任者の選任） | 登録の取消し | |
| | | 9 条例第36条第3号に規定する行為を行った場合（立入拒否、妨害等） | 60日以内の営業の停止命令 | |
| | | 上記条例に基づく処分に違反 | 10 条例第14条又は第15条第1項の規定による命令に違反した場合（措置命令違反） | 180日以内の営業の停止命令 |
| | | | 11 条例第29条第1項の規定による営業停止命令に違反した場合 | 登録の取消し |